南紀白浜空港	南紀白浜空港の標点（N33° 40′ E135° 22′）を中心とする半径９kmの円内の区域の直上空域で高度900m以下のもの
（略）	

（航空交通管制圏において航空法第九十六条第三項及び第四項の規定による規制が適用される時間を定める告示の一部改正）

第五条　航空交通管制圏において航空法第九十六条第三項及び第四項の規定による規制が適用される時間を定める告示（平成十七年国土交通省告示第九百三十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	
航空交通管制圏の名称	適用時間
（略）	
大分管制圏	7時30分から22時30分まで
目達原管制圏	月曜日から金曜日までの８時から17時まで（祝日法による休日及び年末年始の休日を除く。）
佐賀管制圏	８時から19時30分まで
（略）	

改正前	
航空交通管制圏の名称	適用時間
（略）	
目達原管制圏	月曜日から金曜日までの８時から17時まで（祝日法による休日及び年末年始の休日を除く。）
大分管制圏	7時30分から22時30分まで
（略）	

（航空法第九十六条の二第一項及び第二項（航空法第九十六条第六項において準用する場合を含む。）の規定による規制が適用される時間並びに航空交通情報の提供に関する業務を行う機関を定める告示の一部改正）

第六条　航空法第九十六条の二第一項及び第二項（航空法第九十六条第六項において準用する場合を含む。）の規定による規制が適用される時間並びに航空交通情報の提供に関する業務を行う機関を定める告示（平成二十六年国土交通省告示第百五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		
別表第一		
航空交通管制圏の名称	航空交通情報の提供に関する業務を行う機関	適用時間
（略）		

改正前		
別表第一		
航空交通管制圏の名称	航空交通情報の提供に関する業務を行う機関	適用時間
（略）		